

事前登録制・参加無料

遺伝資源へのアクセスと 利益配分(ABS)に関する勉強会

日 程

当日のテーマ

第1回 6月10日（水）ABSに関する基本的事項

第2回 6月24日（水）原材料調達における生物多様性への配慮としてのABS

第3回 7月14日（火）産業界からみたABSと企業支援

| 主 催 | 環境省、一般社団法人環境パートナーシップ会議(EPC)

| 協 力 | 地球環境パートナーシッププラザ(GEOC)

| 会 場 | 地球環境パートナーシッププラザ(GEOC)
セミナースペース

東京都渋谷区神宮前5-53-70国連大学ビル1F
JR・東急東横線・京王井の頭線・東京メトロ副都心線
渋谷駅宮益坂口から徒歩12分
東京メトロ銀座線・半蔵門線・千代田線
表参道駅B2出口から徒歩7分



| 申 込 | 本勉強会は参加無料ですが、事前登録が必要です。(定員50名・申込受付順)

参加ご希望の方は、「global@geoc.jp」宛てに、以下の事項をお送りください。

メールの件名は、「ABS勉強会参加申込み」としてください。

1) 参加者氏名 2) ご所属 3) メールアドレス 4) 参加日(複数日程可)

お問合せ

地球環境パートナーシッププラザ(GEOC)内

一般社団法人 環境パートナーシップ会議 (担当:星野・尾山)

TEL: 03-3407-8107 mail: global@geoc.jp

遺伝資源へのアクセスと 利益配分(ABS)に関する勉強会



生物多様性条約では、3つの目的の一つに「遺伝資源へのアクセスと利益配分」を位置づけています。また、各締約国が自国の天然資源に対して主権的権利をもち、遺伝資源のアクセスにつき定める権限を有するとし、アクセスに際しては、その国の国内法令に従うことを規定しています。名古屋議定書は、このような条約の規定が適正に実施されることを確保するために、提供国と利用国が実施すべき措置を定めたものです。環境省では現在、「名古屋議定書に係る国内措置のあり方検討会」のとりまとめ報告（平成26年3月）を踏まえ、関係省庁とともに名古屋議定書を担保する国内措置を検討しています。勉強会では、生物多様性条約下のABSとはどのようなものなのか、名古屋議定書の国内措置によって何がかわるのか、などについて有識者による講演と意見交換を予定しています。多くの皆様のご参加をお待ちしております。

第1回

6/10 WED
15:30-17:00

テーマ

ABSに関する基本的事項

「ABSの仕組みと役割」

磯崎 博司 上智大学 客員教授

報告

「生物多様性条約と名古屋議定書」環境省 生物多様性施策推進室

第2回

6/24 WED
15:30-17:00

テーマ

原材料調達における生物多様性への配慮としてのABS

「原材料調達の国際潮流」（仮）

足立 直樹 株式会社レスポンスアビリティ代表取締役

「遺伝資源取得の現場からの報告」

講演②

二村 聰 株式会社ニムラ・ジェネティック・ソリューションズ 代表取締役

第3回

7/14 TUE
15:30-17:00

テーマ

産業界からみた ABS と企業支援

「ABSに関する企業支援」

井上 歩 バイオインダストリー協会 生物資源総合研究所 所長

報告

「国内措置の主要論点」環境省 生物多様性施策推進室

※各回とも最後に質疑応答と参加者との意見交換等を実施いたします。
※プログラムは主催者の都合により予告なく変更されることがあります。